

若手社員の奨学金返済支援を行う中小企業に助成します

若手社員の確保は、中小企業にとって重要な課題です。一方で、大学等卒業後に奨学金の返済が負担になっている若者も多くなっています。

そこで兵庫県では、中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため、若手社員の奨学金返済を支援する中小企業への補助制度を創設しました。

この機会に、若手社員のための奨学金返済負担軽減制度を設け、若手人材の確保や定着をご活用ください。

従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。

補助対象

- ①本社が県内にある中小企業
- ②以下の対象従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有していること

対象企業に勤務し、以下の①～⑤の要件を全て満たす者

対象従業員

- ①正社員である者
- ②日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ③申請時点で、当該企業就職後3年以内の者
- ④申請時点で、県内の事業所に勤務する者
- ⑤30歳未満の者（申請年度末時点で29歳以下の者）



補助期間

対象従業員1人につき、最大3ヵ年（就職3年目の者であれば、最長1ヵ年）

補助金額

- ①対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助
- ②補助上限6万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額。）
- ③平成28年度の補助対象額は、平成28年10月1日から平成29年3月31日の間に対象従業員が返済した額への支援として、企業が12月1日以降に支給した額とします。

申請方法

兵庫県ホームページまたは（一財）兵庫県雇用開発協会ホームページから、申請書類をダウンロードし、添付資料を添えて、下記申請先まで持参、郵送（特定記録郵便に限る。）にてご提出ください。

詳しくは、兵庫県ホームページ (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/shogakukin.html>)
(一財)兵庫県雇用開発協会ホームページ (<http://hyogo-koyokaihatsu.or.jp/>) をご確認ください。

補助申請先・問い合わせ先

（一財）兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階
電話 078 (362) 6583 FAX 078 (362) 6613

どんな制度をつくったら、どのくらい補助されるの？

従業員に対する支援額や支給方法（毎月払い、ボーナス時一括払い等）は、企業において自由に設定してください。

対象従業員の年間返済額や、企業からの対象従業員への支給額に応じて、補助を行います。

補助金額の
考え方

- ①対象従業員1人あたり年間返済額を補助対象額とし、
その3分の1を補助
- ②補助上限6万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の
2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額。）

《従業員の年間返済額と企業支給額と補助金額の一例》

ケース1 従業員の奨学金年間返済額が18万円、企業の年間支給額が12万円の場合
→補助金額は6万円

ケース2 従業員の奨学金年間返済額が18万円、企業の年間支給額が10万円の場合
→補助金額は5万円

ケース3 従業員の奨学金年間返済額が20万円、企業の年間支給額が15万円の場合
→補助金額は6万円

ケース4 従業員の奨学金年間返済額が20万円、企業の年間支給額が10万円の場合
→補助金額は5万円

ケース5 従業員の奨学金年間返済額が12万円、企業の年間支給額が10万円の場合
→補助金額は4万円

ケース6 従業員の奨学金年間返済額が12万円、企業の年間支給額が6万円の場合
→補助金額は3万円

支援制度は、就業規則等の社内規定に定めていただくことが必要です。
就業規則に盛り込む方法、別途規定を作成する方法などがあります。
詳しくは、お問い合わせください。

お気軽にご相談ください。



◆お問い合わせはこちらまで◆

一般財団法人兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階

電話 078 (362) 6583 FAX 078 (362) 6613